[　　] の特別償却に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法(以下「措法」といいます。)又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)などに規定する各種の特別償却の適用を受ける場合に使用します。

なお、平成20年４月１日以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約により取得した減価償却資産については、これらの特別償却の適用はありません。

この明細書は、これらの特別償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

１　記載要領

⑴　標題「 [　　] の特別償却に関する明細書」の空白の箇所には、適用を受ける特別償却が措法又は震災特例法などに規定するいずれの特別償却であるかを、例えば、措法第11条《特定船舶の特別償却》の適用を受けるときは「特定船舶」などのように記載します。

⑵　この明細書は、青色申告決算書の「減価償却費の計算」欄の記載方法に準じて記載します。

⑶　「⑥」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得(製作)価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

⑷　「⑬」欄には、通常の使用時間を超えて使用した機械装置について、所得税法施行令第133条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとしたときに、その増加償却費の額を記載します。

なお、(旧)定率法又は取替法を採用している者が「普通償却費」欄の計算をする場合において、前年(事業の用に供した年)からの特別償却費の繰越額(前年償却不足額)があるときは、その繰越額は既に償却されたものとみなしてその年分の普通償却費の額を計算します。

⑸　「特別償却費」欄の「減価償却資産を事業の用に供した年」(⑮～⑰)欄は、減価償却資産を取得した日の属する年分の事業所得の計算上これらの特別償却の適用を受けるときに記載し、「減価償却資産を事業の用に供した年の翌年」(⑱～⑲)欄は、減価償却資産を事業の用に供した年の翌年の事業所得の計算上前年から繰り越された特別償却限度額について特別償却の適用を受けるときに記載します。

また、「⑮」欄には、減価償却資産の取得価額(⑥の金額。ただし、措法第10条の３に規定する特定の減価償却資産などについては、⑥の金額に所定の割合を乗じて計算した金額)に、特別償却率((　　%)内に記載します。)を乗じて計算した金額を記載します。

(注)　平成24年４月１日から平成26年３月31日までの間に取得等をした集積産業用資産である一定の機械及び装置につき平成26年改正前の措法第11条の２第１項の規定の適用を受ける場合で、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(以下「産業集積法」といいます。)第19条第１号に掲げる業種に属する事業に係る集積産業用資産(以下「産業集積法第19条第１号業種用集積産業用資産」といいます。)の取得価額の合計額が50億円を超える場合又は産業集積法第19条第２号に掲げる業種に属する事業に係る集積産業用資産(以下「農林漁業関連業種用集積産業用資産」といいます。)の取得価額の合計額が30億円を超える場合については、次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額に特別償却率((　　%)内に記載します。)を乗じて計算した金額を「⑮」欄に記載します。

i　産業集積法第19条第１号業種用集積産業用資産　　50億円　×　$\frac{⑥}{\text{産業集積法第19条第１号業種用集積産業用資産の取得価額の合計額}}$

ii　農林漁業関係業種用集積産業用資産　　30億円　×　$\frac{⑥}{\text{農林漁業関係業種用集積産業用資産の取得価額の合計額}}$

なお、次の場合などにおいては、「⑮」欄には、「⑥－⑭」の金額を記載します。

- 平成25年４月１日から平成28年３月31日までの間に取得等をした平成28年改正前の措法第10条の２第１項第１号ロに規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
- 平成25年４月1日から平成27年３月31日までの間に取得等をした平成27年改正前の措法第10条の２の２第１項第１号イに規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
- 平成25年４月1日から平成26年３月31日までの間に取得等をした平成26年改正前の措法第10条の２の２第１項第１号ハに規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
- 産業競争力強化法の施行の日(平成26年１月20日)から平成29年３月31日までの間に取得等をした平成29年改正前の措法第10条の３第３項に規定する特定生産性向上設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
- 平成28年４月１日以後に取得等した機械及び装置につき、特定の個人が震災特例法第10条第１項の規定の適用を受ける場合
- 平成26年４月１日から平成28年３月31日までの間に取得等をした一定の減価償却資産につき、平成28年改正前の震災特例法第10条の２第１項の規定の適用を受ける場合
- 東日本大震災復興特別区域法(以下「復興特区法」といいます。)の施行の日(平成23年12月26日)から平成26年３月31日までの間に取得等をした産業集積事業用機械装置につき、平成26年改正前の震災特例法第10条の２第１項の規定の適用を受ける場合
- 避難等指示が解除された日から同日以後５年を経過する日までの間に取得等をした一定の特定機械装置等につき、震災特例法第10条の２の２第１項の規定の適用を受ける場合
- 平成28年４月１日以後に取得等した一定の開発研究用資産につき、特定の個人が震災特例法第10条の５第１項の規定の適用を受ける場合(※)
- 復興特区法の施行の日(平成23年12月26日)から平成28年３月31日までの間に取得等をした一定の開発研究用資産につき、平成28年改正前の震災特例法第10条の５第１項の規定の適用を受ける場合(※)

※　この場合の減価償却費について、試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合には、特別試験研究費として取り扱われます。

- 平成29年４月１日以後に取得等をした措法第10条の５の３第１項に規定する特定経営力向上設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
- 令和６年10月１日から令和９年３月31日までの間に取得等をした措法第11条の５第１項に規定する生産方式革新事業活動用資産等につき、同項の規定の適用を受ける場合

２　提出先

納税地の所轄税務署長

３　根拠条文

措法第10条の３、第10条の４、第10条の４の２、第10条の５の２、第10条の５の３、第10条の５の５、第10条の５の６、第11条、第11条の２、第11条の３、第11条の４、第11条の５、第12条、第12条の２、震災特例法第10条、第10条の２、第10条の２の２、第10条の５　等